

高齢者インフルエンザ予防接種について(お知らせ)

平成29年度のインフルエンザ予防接種を下記の要領により実施します。

なお、従来の季節性インフルエンザ取扱となっています。

記

対 象 者	<p>接種当日に肝付町に住民登録している人のうち、次の条件をみたす方が対象となります。</p> <p>① 65歳以上の方。(接種当日に65歳に達していること) ※接種期間中に65歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日がきてから接種してください。</p> <p>② 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓及び呼吸器の機能に障害を有する方、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方については、身体障害者手帳の写し又は医師の診断書等の提出を受けて接種判断します。</p> <p>※上記の対象の方であっても、「予防接種を希望する」という本人の意思確認ができない場合は、助成の対象になりません。 ※この予防接種は、義務ではありません。</p> <p>③ 65歳以上で生活保護を受けている方。(接種当日に65歳に達していること) ※65歳以下の方は、対象となりませんので自己負担で接種をお願いします。</p>
接 種 期 間	<p>平成29年10月16日(月)から平成29年12月31日(日)まで</p> <p>※一部医療機関を除く。詳しくは別紙接種機関一覧表をごらんください。</p> <p>※期間外に接種した場合は、全額自己負担となります。</p>
接 種 場 所	<p>鹿屋市、肝付町、東串良町の肝属東部医師会会員の病(医)院並びに肝付町が契約している医療機関。</p> <p>※予防接種を受けられる病(医)院については、肝付町健康増進課及び肝付町内之浦支所町民生活課へ問い合わせてください。</p>
接 種 費 用	<p>一人あたり2,000円までは、肝付町が負担します。</p> <p>医療機関が設定した額が2,000円を超えた金額は自己負担です。超えた金額は病(医)院に直接支払ってください。</p> <p>生活保護の方については、肝付町が指定する医療機関の場合は、全額肝付町で負担しますが、それ以外の医療機関で接種した場合、2,000円を超えた分については自己負担です。</p> <p>インフルエンザワクチンは、平成28年からA型2種類B型2種類の4種類が入ったワクチンが使用されることになりました。そのため昨年からのワクチンの価格が値上がりしています。</p>
接 種 予 約	<p>接種を希望される方は、各自で病(医)院に事前予約をしてください。</p>
病 院 に 持 参 す る も の	<p>○接種を希望される場合は、直接病院へ健康保険証・障害者手帳(上記対象者②の方のみ)を持参してください。</p> <p>○65歳以上の生活保護の方は、事前に役場窓口で専用の「予診票」を受け取った後持参してください。</p>
注 意 事 項	<p>○インフルエンザ予防接種の推奨期間は、10月中旬から12月下旬となっておりますので、できる限り年内の予防接種をお願いいたします。</p> <p>※12月に65歳の誕生日を迎えられる方は、65歳に達してから接種してください。</p> <p>65歳になる前に接種した場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。</p>
予 診 票 に つ い て	<p>○予診票は病院に置いてある予診票を使用してください。(本年度も予診票は送付しません。)</p> <p>○生活保護の方は、予診票を肝付町役場健康増進課及び肝付町内之浦総合支所町民生活課で発行しますので、受取にきてください。</p> <p>○予診票の被保険者指名欄には、本人が署名することが原則です。 代筆をする場合は、接種を受ける人の現状がよくわかる人が代筆できます。 (1)家族又は親戚 (2)身の回りの世話をしている方(ホームヘルパー等) (注)病(医)院の医師、看護師及び受付の方に書いてもらうことはできません。</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>○肝付町役場健康増進課 65-2564</p> <p>○肝付町役場内之浦支所町民生活課 67-4511</p>

インフルエンザ予防接種説明

1. インフルエンザとは

インフルエンザは、感染者の咳やくしゃみなどから放出されるウイルスが広がり、それを吸い込むことによって感染します(飛沫感染)。また、ウイルスが付着したものに触れた手で眼や鼻、口などの粘膜に触り、そこからウイルスが侵入して感染する場合があります(接触感染)。

症状は、突然の発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛・のどの痛み・せき鼻水等で風邪にくらべて全身の症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎等と合併し、重症化することも多くあります。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は、世界的にも認められています。我が国においても65歳以上の高齢者に対する調査で、発病防止や重症化防止に有効であることが確認されています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月とされています。毎年、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種しておくことがより効率的に予防接種の有効性を高めます。また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行します。65歳以上の方は、1シーズン1回の予防接種で効果があります。

が、インフルエンザウイルスの型に大きな変異がある場合には、2回接種することが必要です。その場合は、接種医師と相談してください。(2回目の接種は、全額自己負担です。)

3. インフルエンザ予防接種後の副反応の対応

接種後に注射跡が、わずかに赤みを帯びる・腫れる・痛むまたは、微熱・寒気・頭痛・全身のだるさがみられることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。

また、接種後数日から2週間以内に発熱・頭痛・けいれん・運動障害・意識障害の症状があらわれるなどの報告があります。非常に

まれですが接種後、注射跡が痛みや熱をもってひどく腫れたり、ショックや全身のじんましん、繰り返して吐く、顔色が悪い、低血圧、高熱、呼吸困難などの症状があらわれたらすぐに病(医)院で受診してください。

4. 予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかる場合は、接種前に担当の医師に相談してください。十分に納得できない場合は、接種を控えてください。予診票は、接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。

接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えて接種に臨んでください。

(1) 接種を受けることのできない方

(ア) 明らかに発熱のある方

(イ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

(ウ) 過去にインフルエンザ予防接種を受けてアナフィラキシー反応が出た方

(エ) その他医師が接種不適当な状態と判断した場合

※アナフィラキシー反応とは

通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗・顔が急に腫れる・全身にひどいじんましんがでる・吐き気・嘔吐・声が出にくい・呼吸困難などの症状に続き血圧が下がっていく激しい全身反応です。

(2) 予防接種前に担当医師とよく相談をしないといけない方

心臓病・腎臓病・肝臓病や血液・その他慢性の病気で治療を受けている方、前回のインフルエンザ予防接種後2日以内に発熱・発疹・じんましん等アレルギー症状がでた方、けいれんを起こしたことがある方、今までに中耳炎や肺炎等によくかかり免疫異常と診断された方、インフルエンザワクチン成分または、鶏卵・鶏肉・その他鳥由来のものに対してアレルギーがある方。

5. 接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師と連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは、24時間以内に出現しますので、この間は体調に注意してください。
- ③ お風呂に入ってもかまいませんが、注射した部位を強くこすらないで下さい。また、短時間の入浴にしてください。
- ④ 接種を受けた後は、注射した部位を清潔に保ち、当日は安静に過ごすように心がけ、激しい運動や飲酒は避けましょう。
- ⑤ 接種部位の異常反応や体調不良が見られたときは、速やかに医師の診察を受けてください。

